

預託法及び特定商取引法の改正と執行強化を求める意見書

近年、各種技術の進歩を踏まえた様々な製品・サービスの普及等の一方で、新製品・サービスの内容等を、十分に理解できていない消費者、特に高齢者のぜい弱性につけ込む巧妙な悪質商法による被害が増加している。

こうした状況を踏まえ、昨年8月19日に消費者庁の「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」において、今後の対応に関する報告書（以下「検討委員会報告書」という。）が取りまとめられた。

検討委員会報告書は、特に、過去約40年間に1兆円を超える消費者被害をもたらした販売預託商法について、「販売を伴う預託等取引契約については、本質的に反社会的な性質を有し、行為それ自体が無価値であると捉えるのが相当であることから、預託法において、原則禁止とすべき」とした。

また、この間、消費生活相談が増加している、いわゆる「詐欺的な定期購入商法」について、「特定商取引法における顧客の意に反して通信販売に係る契約の申込みをさせようとする行為等に関する規制を強化すべき」であるとともに、「解約・解除を不当に妨害するような行為を禁止するとともに、解約権等の民事ルールを創設する必要がある」とした。

いわゆる「送り付け商法」については、「何ら正常な事業活動とはみなされないものであることに鑑み」、「諸外国の法制も参考に制度的な措置を講じる必要がある」とした。

検討委員会報告書は、消費者のぜい弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要とし、法執行の強化や実効性ある制度改革を提言した。これを踏まえた実効的な法制度の整備が必要である。

よって、国会及び政府は、消費者被害をなくすために、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 検討委員会報告書を踏まえ、今通常国会において、販売預託商法を原則禁止とする特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）の改正を行うこと。
- 2 いわゆる詐欺的な定期購入商法をなくすため、特定商取引に関する法律（特定商取引法）に係る指針の改正及び法執行強化を図るとともに、今通常国会において、特定商取引法の改正を行うこと。
- 3 いわゆる送り付け商法については、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、今通常国会において制度的措置を講じること。
- 4 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、執行体制や連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

泉大津市議会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官